

電子決済等代行業者との契約締結内容（ヤフー株式会社）

株式会社仙台銀行（以下、当行）は、銀行法第 52 条の 61 の 10 第 3 項に基づき、ヤフー株式会社（以下、事業者）との契約内容の一部を公表いたします。

1. 事業者の業務に関し、お客さまに損害が生じた場合における当該損害についての当行と事業者との賠償責任の分担に関する事項

- (1) 事業者は、事業者サービスに関してお客さまに損害が生じた場合は、すみやかにその原因を究明し、事業者サービスの利用規約に基づき賠償または補償が不要となる場合を除き、事業者サービスの利用規約にしたがい、お客さまに生じた損害を賠償または補償します。ただし、事業者は、お客さまに対して賠償または補償する必要があると判断した場合は、当該賠償または補償する前に、当行にその旨を通知し、当該賠償または補償の対応について双方で協議を行うものとしします。
- (2) 事業者は、上記（1）の損害が専ら当行の責めに帰すべき事由によるものである場合は、事業者がお客さまに賠償または補償した損害を当行に求償することができます。また、事業者は、上記（1）の損害が当行および事業者双方の責めに帰すべき事由によるものである場合は、当行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上当行と合意した額を求償することができます。
- (3) 上記（1）の損害が、当行または事業者のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合、またはいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではない場合は、当行および事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行います。
- (4) 当行は、当行がお客さまに提供する当行のサービスに関してお客さまに生じた損害をお客さまに対して賠償または補償した場合、またはやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して事業者サービスに関してお客さまに生じた損害をお客さまに対して賠償または補償した場合、以下のとおり事業者に求償できます。ただし、当行は、当行がお客さまに生じた損害をお客さまに対して賠償または補償する必要があると判断した場合は、当該賠償または補償する前に、事業者にその旨を通知し、当該賠償または補償の対応について双方で協議を行うものとしします。
 - ①当該損害が専ら事業者の責めに帰すべき事由によるものである場合は、当行がお客さまに賠償または補償した損害を事業者に求償することができます。
 - ②当該損害が当行および事業者双方の責めに帰すべき事由によるものである場合は、事業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上事業者と合意した額を求償することができます。
 - ③当該損害が、当行または事業者のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合、またはいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではない場合は、当行および事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとしします。

2. ①事業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した、または②事業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて銀行法第 2 条第 17 項各号に掲げる行為を行う場合において当該再委託者の業務に関して当該再委託者が取得した、お客さまに関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために事業者が行う措置ならびに事業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置

- (1) 事業者は、電子決済等代行業を運営するにあたって、当行または銀行法に定める電子決済等代行業再委託者が取得したお客さまに関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のため、ならびに当該業務の執行が関連法令に適合することを確保するため、当行が定める基準にしたがってセキュリティおよび体制を維持します。
- (2) 当行は、事業者のセキュリティ、利用者保護（事業者が取得したお客さまに関する情報の適正な取扱いおよび安全管理を含む。以下同じ）、事業者サービスの提供または経営状況が当行の定める基準を満たしていない可能性があるとき客観的かつ合理的な事由により判断する場合、事業者に対し、セキュリティ、利用者保護、事業者サービスの状況および経営状況について、報告および資料提出を求めることができるものとし、事業者は実務上可能な範囲内ですみやかにこれに応じるものとします。
- (3) 当行は、事業者のセキュリティ、利用者保護、事業者サービスの提供または経営状況が当行の定める基準を満たしていない可能性があるとき客観的かつ合理的な事由により判断する場合、事業者の事前の同意を得て、自らまたは当行が指定する者による立入り監査を実施することができ、事業者は、拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限り同意するものとし、実務上可能な範囲内でこれに協力するものとします。
- (4) 当行は、上記（2）および（3）の結果、必要があるとき客観的かつ合理的な事由により判断する場合は、事業者に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないとき客観的かつ合理的な事由により判断する場合は、事前に事業者に通知の上、事業者サービスおよびその関連サービスの利用を制限または停止することができるものとします。